

甲 第 2 1 号 議 案

岡山市公文書等管理条例の制定について

岡山市公文書等管理条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公文書等管理条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 公文書の管理（第 4 条－第 1 3 条）
- 第 3 章 歴史的公文書の保存，利用等（第 1 4 条－第 2 8 条）
- 第 4 章 岡山市公文書センター（第 2 9 条－第 3 2 条）
- 第 5 章 公文書管理審査会（第 3 3 条－第 3 7 条）
- 第 6 章 雑則（第 3 8 条・第 3 9 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は，本市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が，市民共有の知的資源であることに鑑み，公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により，公文書の適正な管理，歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図り，もって市政の適正かつ効率的な運営に資するとともに，本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは，市長，公営企業管理者，消防長，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会及

び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、テープ及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 図書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの

(3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの（歴史的公文書を除く。）

(4) 歴史的公文書

3 この条例において「歴史的公文書」とは、将来にわたって本市の活動又は歴史を検証する上で重要な情報が記録されているものとして第11条第1項の規定により保存されているもの及び同条第4項の規定により市長に移管されたものをいう。

4 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 公文書

(2) 歴史的公文書

（他の法令等との関係）

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

（公文書の管理に関する原則）

第4条 実施機関の職員は、本市の諸活動を市民に説明する責務を有することを認識し、事務の公正かつ能率的な執行に資するよう、公文書の作成、整理、保存等を適切に行わ

なければならない。

(公文書の作成)

第5条 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

(公文書の整理)

第6条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。ただし、保存期間が1年未満の公文書については、この限りでない。

2 実施機関は、別に定めるところにより、簿冊について分類し、名称を付するとともに、保存期間を設定しなければならない。

3 実施機関は、別に定めるところにより、前項の規定により設定した保存期間を延長することができる。

(歴史的公文書選別基準)

第7条 市長は、歴史的公文書を選別するための基準（以下「歴史的公文書選別基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、歴史的公文書選別基準を変更しようとするときは、あらかじめ、岡山市公文書管理審査会（第33条第1項の岡山市公文書管理審査会をいう。以下同じ。）の意見を聴かななければならない。

(保存期間が満了したときの措置の定め)

第8条 市長は、簿冊について、保存期間（第6条第3項の規定により延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書選別基準に該当するものにあつては引き続き保存する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めなければならない。

2 市長以外の実施機関は、必要に応じて市長と協議を行い、簿冊について、保存期間の

満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書選別基準に該当するものにあつては市長へ移管する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めなければならない。

(公文書の保存)

第9条 実施機関は、簿冊について、当該簿冊の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該簿冊の集中管理の推進に努めなければならない。

(公文書目録)

第10条 実施機関は、公文書の適正な管理を行うため、別に定めるところにより、公文書目録を作成し、インターネットの利用その他の方法により、一般の利用に供するものとする。ただし、1年未満の保存期間が設定されたものについては、この限りでない。

(保存期間が満了した公文書の取扱い)

第11条 市長は、保存期間が満了した簿冊について、第8条第1項の規定による定めに基づき、歴史的公文書として引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。

2 市長は、前項の規定により簿冊を引き続き保存し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、岡山市公文書管理審査会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により引き続き保存する簿冊について、第15条第4項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨を記録しなければならない。

4 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した簿冊について、第8条第2項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。この場合において、市長は、当該移管された簿冊を歴史的公文書として保存しなければならない。

5 市長以外の実施機関は、前項の規定により簿冊を市長に移管し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に申し出なければならない。

6 市長は、前項の規定による申出があつたときは、岡山市公文書管理審査会の意見を聴

かなければならない。

7 市長は、前項の意見を踏まえ、当該簿冊が歴史的公文書選別基準に適合するか否かについて、当該簿冊を保有する実施機関に通知しなければならない。

8 市長以外の実施機関は、第4項の規定により市長に移管する簿冊について、第15条第4項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第12条 市長以外の実施機関は、公文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(管理体制の整備)

第13条 実施機関は、別に定めるところにより、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

第3章 歴史的公文書の保存、利用等

(歴史的公文書の保存等)

第14条 市長は、歴史的公文書について、第27条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 市長は、歴史的公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 市長は、歴史的公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）及び次条第4項第1号イからエまでに掲げる情報が記録されている場合には、当該情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、歴史的公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事

項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(歴史的公文書の利用請求及びその取扱い)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、前条第4項の目録の記載に従い、市長に対し、歴史的公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。

2 利用請求をしようとする者は、市長に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 利用請求をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）

(2) 当該利用請求に係る歴史的公文書の名称その他利用請求に係る歴史的公文書を特定するに足りる事項

(3) 希望する利用方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、利用請求に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 市長は、利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に係る歴史的公文書を利用させなければならない。

(1) 当該利用請求に係る歴史的公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第5条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第5条第2号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第5条第4号ア、オ又はカに掲げる情報

エ 情報公開条例第5条第5号に掲げる情報

(2) 当該利用請求に係る歴史的公文書の原本を利用に供することにより当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は市長が修復作業その他業務のために当該原本を現に使用している場合

5 市長は、利用請求に係る歴史的公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該歴史的公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該歴史的公文書に第11条第3項の規定による記録がされ、又は同条第8項の規定による意見が付されている場合には、当該記録又は意見を参酌しなければならない。

6 市長は、利用請求に係る歴史的公文書の一部に第4項第1号アからエまでに掲げる情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分につき利用させなければならない。
(利用請求に対する決定等)

第16条 市長は、利用請求に係る歴史的公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る歴史的公文書の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
(利用決定等の期限)

第17条 前条各項の規定による決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求のあった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該決定の期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、延長事由の困難さに応じて、利用請求のあった日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の具体的理由を書面により通知しなければならない。

3 利用請求に係る歴史的公文書が著しく大量であるため、利用請求のあった日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより、他の事務事業の停滞等を来し、市民サービスの実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る歴史的公文書のうち相当の部分につき当該

期間内に利用決定等を行い、残りの歴史的公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの歴史的公文書について利用決定等をする期限

(本人情報の取扱い)

第18条 市長は、第15条第4項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）その他規則で定める者（以下この条において「本人等」という。）から、当該情報が記録されている歴史的公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人等であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史的公文書につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 利用請求に係る歴史的公文書に本市及び利用請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る歴史的公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 市長は、第三者に関する情報が記録されている歴史的公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第5条第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る歴史的公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、歴史的公文書であって情報公開条例第5条第4号カに該当するものとして第11条第8項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該歴史的公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る歴史的公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えな

ればならない。

- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該歴史的公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該歴史的公文書について利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市長は、利用決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第20条 市長は、利用請求者の求めるところにより歴史的公文書を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム、テープ又は電磁的記録についてはその種別、技術の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 市長は、閲覧の方法による歴史的公文書の利用に当たって、当該歴史的公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（手数料等）

第21条 利用請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 歴史的公文書を利用する者は、規則で定めるところにより、当該歴史的公文書の写しの作成その他当該利用に要する費用を負担しなければならない。

（岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会への諮問等）

第22条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会（岡山市行政不服審査法施行条例（平成28年市条例第4号）第5条第1項の岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下同じ。）への諮問を経て当該審査請求についての裁決を行うものとする。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る歴史的公文書の全部を利用させることとする場合（当該歴史的公文書の利用について反対意見書が提出されていない）

る場合を除く。)

2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第23条 市長は、前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。

以下この章において同じ。)

(2) 利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る歴史的公文書の利用について、反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第24条 第19条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用決定等(審査請求に係る歴史的公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る歴史的公文書を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該歴史的公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(情報公開条例の準用)

第25条 情報公開条例第23条から第26条まで及び第28条の規定は、第22条の審査請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第23条	諮問庁	市長
第23条第1項及び	開示決定等	利用決定等

第3項	公文書	歴史的公文書
第23条第1項	開示を求める	利用を請求する
第23条第2項	前項	岡山市公文書等管理条例（令和8年市条例第 号。以下「公文書等管理条例」という。）第25条の規定により読み替えて準用する前項
第23条第4項	第1項及び前項	公文書等管理条例第25条の規定により読み替えて準用する第1項及び前項
第26条第1項	第23条第3項若しくは第4項又は第25条	公文書等管理条例第25条の規定により読み替えて準用する第23条第3項若しくは第4項又は第25条
第26条第3項	第1項	公文書等管理条例第25条の規定により読み替えて準用する第1項
	前項	公文書等管理条例第25条の規定により読み替えて準用する前項
第26条第4項	第2項	公文書等管理条例第25条の規定により読み替えて準用する第2項

（移管元実施機関による利用の特例）

第26条 歴史的公文書を移管した実施機関が市長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該歴史的公文書について利用請求をした場合には、第15条第4項第1号の規定は、適用しない。

（歴史的公文書の廃棄）

第27条 市長は、歴史的公文書として保存されている文書がその重要性を失ったと認める場合には、あらかじめ岡山市公文書管理審査会の意見を聴き、当該文書を廃棄することができる。

（歴史的公文書の保存及び利用状況の公表）

第28条 市長は、歴史的公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公

表しなければならない。

第4章 岡山市公文書センター

(設置)

第29条 歴史的公文書を適切に保存し、及び市民の利用に供するため、公文書館法（昭和62年法律第115号）第5条第1項の規定に基づき、岡山市役所本庁舎内に岡山市公文書センター（以下「公文書センター」という。）を設置する。

(事業)

第30条 公文書センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史的公文書を整理し、及び保存すること。
- (2) 歴史的公文書を一般の利用に供すること。
- (3) 歴史的公文書に関する調査研究及び普及活動を行うこと。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(利用の促進)

第31条 市長は、歴史的公文書（第15条の規定により利用させることができるものに限る。）について、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(損害賠償)

第32条 公文書センターの備品及び歴史的公文書を毀損し、又は亡失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、賠償額を減免することができる。

第5章 公文書管理審査会

(審査会の設置)

第33条 次に掲げる事項について調査審議するため、岡山市公文書管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第7条第2項の歴史的公文書選別基準に関すること。
- (2) 第11条第2項の簿冊の保存又は廃棄に関すること。
- (3) 第11条第6項の申出に関すること。
- (4) 第27条の歴史的公文書の廃棄に関すること。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、歴史的公文書の保存及び利用に関

する重要な事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第34条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第35条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第36条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審査会に係る事項の委任)

第37条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第6章 雑則

(研修)

第38条 実施機関は、当該職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3章（第14条第1項及び第3項を除く。）及び第4章並びに附則第5項及び附則第6項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に作成された簿冊について適用する。
- 3 第11条の規定は、この条例の施行の前日に作成された簿冊であって、令和8年度以後に保存期間が満了するものについても適用する。この場合において、前項の簿冊を除き、第11条第1項中「第8条第1項の規定による定めに基づき、歴史的公文書として」とあるのは「歴史的公文書として」と、第11条第4項中「第8条第2項の規定による定めに基づき、市長に移管し」とあるのは「市長に移管し」とする。
- 4 この条例の施行の日において、現に市長が歴史的価値を認め、保存している文書、図画、写真、フィルム、テープ及び電磁的記録については、歴史的公文書とみなす。

(岡山市行政不服審査法施行条例の一部改正)

- 5 岡山市行政不服審査法施行条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び岡山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年市条例第45号）」を「、岡山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年市条例第45号）及び岡山市公文書等管理条例（令和8年市条例第 号）」に改める。

(岡山市情報公開条例の一部改正)

- 6 岡山市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「もの」の次に「（歴史的公文書（岡山市公文書等管理条例（令和8年市条例第 号）第2条第3項に規定する歴史的公文書をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

エ 歴史的公文書

第35条を削り、第36条を第35条とし、第37条を第36条とし、第38条を第

37条とする。

提案理由

公文書の適正な管理，歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図るため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成
27年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、
別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に
掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた
場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他
の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付け
られているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1中3の項を削り、4の項を3の項とし、同表に次のように加える。

4	岡山市就学援助規則（平成元年市教育委員会規則第11号）による就学 教育委員会 援助に関する事務であって規則で定めるもの
5	岡山市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成19年4月1日施行）に

教育委員会	よる特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---------------------------------

別表第2の1の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき、生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人に対する措置」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮するものに係る生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施，就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務」に改め，同表4の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り，同表8の項を次のように改める。

8 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。以下同じ。）に関する情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報であって規則で定めるもの

		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2の10の項及び11の項を次のように改める。

10 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	国民健康保険法による保険給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の14の項を次のように改める。

14 市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
----------	---	------------------------------

別表第2の19の項を次のように改める。

19		
----	--	--

削除		
----	--	--

別表第2の22の項を次のように改める。

22 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の27の項中「若しくは」を「，」に改め、「施設等利用給付」の次に「若しくは乳児等のための支援給付」を加え，「外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの」を削る。

別表第2の31の項を削り，同表30の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め，同項を同表31の項とし，同表中29の項を30の項とし，28の項の次に次のように加える。

29	昭和29年社発第382号通知	児童福祉法による措置に関する情報であって
----	----------------	----------------------

市長	に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって規則で定めるものの	規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		市長	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		市長	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2	岡山市就学援助規則に	市長	生活保護関係情報であって規

教育委員会	よる就学援助に関する事務であって規則で定めるもの		則で定めるもの
		市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		市長	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		市長	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	岡山市特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		市長	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の27の項の改正規定（「若しくは」を「，」に改め、「施設等利用給付」の次に「若しくは乳児等のための支援給付」を加える部分に限る。）は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）の一部改正に伴い、個人番号の利用の範囲を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

岡山市の組織及びその任務に関する条例（平成 1 3 年市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中四国をリードし、活力と創造性あふれる「経済・交流都市」、誰もがあこがれる充実の「子育て・教育都市」及び全国に誇る、傑出した安心を築く「健康福祉・環境都市」」を「「つながる力」でひと・まち・地域が輝き、一人ひとりが自分らしく暮らせ、幸せを実感できる、「わくわく感」あふれる、より誇れるまち」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市第七次総合計画における将来都市像の実現に向けたまちづくりの方向性を反映するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例

岡山市職員定数条例（昭和59年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「9, 284人」を「9, 404人」に改め、同項第1号ア中「3, 661人」を「3, 782人」に、「224人」を「229人」に改め、同号ウ中「22人」を「23人」に改め、同号エ中「827人」を「847人」に改め、同項第2号中「38人」を「39人」に改め、同項第3号中「18人」を「19人」に改め、同項第4号中「15人」を「16人」に改め、同項第5号中「15人」を「16人」に改め、同項第6号中「21人」を「22人」に改め、同項第7号中「4, 296人」を「4, 269人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

職員の定年引上げによる職員数の増加等に伴い、職員定数を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

財産区に属する基金に関する条例の一部を改正する条例
財産区に属する基金に関する条例（昭和 4 6 年市条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市高松田中外 5 財産区の項を削り，同表に次のように加える。

岡山市中川町財産区	岡山市中川町財産区管理費積立基金
岡山市南古都財産区	岡山市南古都財産区管理費積立基金

附 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市高松田中外 5 財産区の基金を廃止し，岡山市中川町財産区及び岡山市南古都財産区に基金を設けるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

とあるのは「1通につき 10円」と、同条第18号中「1通につき 200円」とあるのは「1通につき 10円」とする。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

提案理由

民間事業者等が設置する端末機により証明書等を交付する場合の手数料の額を令和8年3月1日から令和9年3月31日まで減額するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

災害による住宅困窮者用共同住宅条例を廃止する条例の制定について
災害による住宅困窮者用共同住宅条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

災害による住宅困窮者用共同住宅条例を廃止する条例

災害による住宅困窮者用共同住宅条例（昭和45年市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

御野共同住宅を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和 3 6 年市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 9 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号。以下「法施行令」という。）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 9 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び

介護保険法」を「，介護保険法」に改め，「（以下「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え，同号カ中「並びに介護納付金」を「，介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め，同条第2号イ中「，病床転換支援金等」を「及び病床転換支援金等」に，「及び介護納付金」を「，介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第12条の5中「又は第12条の18」を「，第12条の18又は第12条の23」に改める。

第12条の6中「660，000円」を「670，000円」に改める。

第12条の7第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第12条の10第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第12条の16第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第12条の20の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第12条の21 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第16条，第16条の3，第16条の4及び第16条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては，その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は，第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし，第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては，第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第16条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者

均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第20条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第12条の22 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 第10条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第12条の23 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第12条の24 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第12条の21第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（法施行令第29条の7

第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第12条の21第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第12条の25 第12条の22の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第15条第1項中「第12条の8」の次に「若しくは第12条の22」を、「次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を、「第16条の

3第1項（同条第3項）の次に「又は第4項」を加え、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第16条の3第4項第1号（同条第6項）を「同条第5項（同条第7項又は第8項）」に、「第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第16条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）」を「同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「若しくは第16条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第12条の8の額若しくは第12条の17の額」を「第12条の8、第12条の17若しくは第12条の22の額」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第16条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める」を「同条第6項各号に定める額若しくは第16条の5第1項に定める」に改める。

第16条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第1号中「及び第3号」の次に「並びに第5項」を、「第3号まで」の次に「及び第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第12条の22の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イ

に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第12条の24第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第16条の2中「及び前条第1項」を「、第12条の9、第12条の18及び第12条の23並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第16条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加

え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の24」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の24第3項」と読み替えるものとする。

第16条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、「第12条」とあるのは「第12条の24」と、第6項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の24第3項」と読み替えるものとする。

第16条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「660,000円」を「670,000円」に、「第5項に掲げる」を「第6項に掲げる」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「660,000円」を「670,000円」に、「「170,000円」と、第6項中」を「「170,000円」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「「260,000円」と」の次に「、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険

者均等割」と、「第10条」とあるのは「第12条の22」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の24」と読み替えるものとする。

第16条の4に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第12条の22」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、第7項中「第12条」とあるのは「第12条の24」と読み替えるものとする。

第16条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第16条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の24の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第16条第5項、第16条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第12条の24第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第9条の2，第12条の5，第12条の6，第12条の21から第12条の25まで及び第15条から第16条の5までの規定は，令和8年度以後の年度分の保険料について適用し，令和7年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い，子ども・子育て支援納付金に係る保険料賦課額を新設する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
岡山市心身障害者医療費給付条例（昭和 4 7 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

1 0 令和 8 年 7 月 1 日から同月 3 1 日までの間における第 3 条第 2 項第 2 号の規定の適用については、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 3 5 5 号）附則第 7 条中「令和 8 年 8 月以後」とあるのは「令和 8 年 7 月以後」と、「同年 7 月以前」とあるのは「同年 6 月以前」とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

税制改正における特定親族特別控除の創設による心身障害者医療費の受給対象者への影響を回避するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立老人憩の家条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

岡山市立老人憩の家条例（昭和 4 6 年市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「温泉設備」を「入浴設備」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市立松尾園の温泉設備を温泉を用いない入浴設備に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例

岡山市介護保険条例（平成 1 2 年市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中第 5 号を削り，第 6 号を第 5 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が特別の理由があると認める者

第 1 3 条第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし，市長が，当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，保険料を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。

附則第 1 6 条第 1 項中「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は」を「給与所得（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得をいう。次条において同じ。）又は」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 1 7 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き，同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条において同じ。）のうち，令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 1, 0 0 0 円以上 6 5 1, 0 0 0 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 6

条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

附 則

- 1 この条例は，令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市介護保険条例の規定は，令和8年度分の介護保険料から適用し，令和7年度分までの介護保険料については，なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い，税制改正における給与所得控除の改正による令和8年度分の介護保険料算定への影響を回避する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例
岡山市保健衛生関係事務手数料条例（平成 1 2 年市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 6 号ク中「第 1 4 条第 1 5 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

提案理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、
所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 2 4 年市条例第 7 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 6 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 4 6 条 指定児童発達支援事業者は，法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき，児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 6 9 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第58条中「第33条」の次に「, 第46条」を加える。

第77条, 第77条の2, 第80条の9及び第88条中「第45条まで, 第47条から」を削る。

(岡山市指定障害児入所施設等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 岡山市指定障害児入所施設等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第43条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第43条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は, 法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき, 児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し, 及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため, 児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち, 支配性, 継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年市条例第96号)の一部を次のように改正する。

第13条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の3 児童福祉施設(助産施設, 児童厚生施設(児童館を除く。), 児童発達支援センター, 児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は, 法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき, 児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する

児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年市条例第120号)の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年

法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(岡山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第6条 岡山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「法第6条」を「法第5条」に改める。

第11条中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、指定児童発達支援事業者等に係る児童対象性暴力等の防止の義務を定めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年市条例
第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条（見出しを含む。）、第 1 0 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 1 3 条中「乳児
等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第
2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教
育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年
法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において
同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護す
るため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、
継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪
事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を
講じなければならない。

第 1 6 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「、終了」を「及

び終了」に、「及び利用」を「その他の利用」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、一般型乳児等通園支援事業所における設備及び職員の基準の特例を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

岡山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条―第 3 2 条）

第 3 章 雑則（第 3 3 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 3 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業

者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の

提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費

用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第96号）第50条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨

を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たり

の利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

らない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報

処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ

ったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について
岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

(岡山市立認定こども園条例の一部改正)

第 1 条 岡山市立認定こども園条例（平成 2 7 年市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表岡山市旭竜認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市幡多認定こども園 岡山市中区高屋 2 2 0 番地 3

(岡山市立保育所条例の一部改正)

第 2 条 岡山市立保育所条例（昭和 3 9 年市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表岡山市彦崎保育園の項及び岡山市六区保育園の項を削る。

(岡山市立学校条例の一部改正)

第 3 条 岡山市立学校条例（昭和 3 9 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表岡山市立牧石幼稚園の項，岡山市立桃丘幼稚園の項，岡山市立旭操幼稚園の項，岡山市立幡多幼稚園の項及び岡山市立芳明幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市幡多認定こども園を設置するとともに，岡山市彦崎保育園ほか 1 園及び岡山市立牧石幼稚園ほか 4 園を廃止するため，関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火入れに関する条例の一部を改正する条例

岡山市火入れに関する条例（平成12年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「又は火災警報が発令された」を「，火災警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報をいい，林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を含む。以下同じ。）又は林野火災注意報（岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）第30条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報をいう。以下同じ。）が発せられた」に改め，同条第2項中「又は火災警報が発令された」を「，火災警報若しくは林野火災注意報が発せられた」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は，この条例の施行の日以後に火入れの許可の申請を行う者から適用し，同日前に火入れの許可の申請を行う者については，なお従前の例による。

提案理由

火入れの許可期間中であっても火入れを行ってはならない場合に林野火災注意報が発せられたときを追加する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和 6 3 年市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 有料自転車等駐車場の表西大寺駅前自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

上道駅北口自転車等駐車場	岡山市東区上道北方
--------------	-----------

別表第 1 の 2 有料自転車等駐車場の表万富駅前自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

上道駅南口自転車等駐車場	岡山市東区中尾
--------------	---------

別表第 1 の 4 無料自転車等駐車場の表上道駅北口自転車等駐車場の項及び上道駅南口自転車等駐車場の項を削り、同表都六区下バス停自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

備中箕島駅前自転車等駐車場	岡山市南区箕島
---------------	---------

別表第 2 妹尾駅前自転車等駐車場，西大寺駅前自転車等駐車場，高島駅前自転車等駐車場，大元駅前自転車等駐車場，東岡山駅前自転車等駐車場，北長瀬駅南口自転車等駐車場及び天神町自転車等駐車場の項中「及び天神町自転車等駐車場」を「，天神町自転車等駐車場及び上道駅北口自転車等駐車場」に改め，同表高島駅第 2 自転車等駐車場及び高島駅第 3 自転車等駐車場の項中「及び高島駅第 3 自転車等駐車場」を「，高島駅第 3 自転車等駐車場及び上道駅南口自転車等駐車場」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4無料自転車等駐車場の表都六区下バス停自転車等駐車場の項の次に次のように加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の2有料自転車等駐車場の表に規定する上道駅北口自転車等駐車場及び上道駅南口自転車等駐車場（次項において「改正後の上道駅自転車等駐車場」という。）に係る第5条の規定による定期駐車承認を受けようとする者は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により、市長の承認を受けることができる。
- 3 改正後の上道駅自転車等駐車場に係る第11条の駐車料は、この条例の施行の日以後の駐車について適用する。

提案理由

備中箕島駅前自転車等駐車場を設置し、並びに上道駅北口自転車等駐車場及び上道駅南口自転車等駐車場を有料自転車等駐車場に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

岡山駅東口公共交通案内所条例の制定について

岡山駅東口公共交通案内所条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山駅東口公共交通案内所条例

(設置)

第 1 条 岡山の玄関口である岡山駅における公共交通の利用環境の向上を図るため、岡山市北区駅元町 5 0 8 番地 1 に岡山駅東口公共交通案内所（以下「案内所」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 案内所は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 公共交通の利用に係る情報の提供に関すること。
- (2) 公共交通の利用における待合空間の提供に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理等)

第 3 条 市長は、案内所の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 案内所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 公共交通の利用案内等に関する業務
- (3) その他案内所の管理上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等)

第 4 条 案内所の指定管理者の指定を受けようとするものは、案内所の事業計画に関する

書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画による案内所の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容が案内所の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき若しくはその指定を取り消したとき又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が案内所の設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第7条及び第9条に規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（事業報告書の作成及び提出）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 案内所の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 案内所の管理に係る経費の収支状況

(3) その他案内所の管理上市長が必要と認める事項

(入場の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、案内所への入場を制限し、又は案内所からの退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者

(2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者

(4) その他案内所の管理上支障がある者

(入場料)

第8条 案内所の入場料は、無料とする。

(行為の制限)

第9条 案内所において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 募金その他これに類する行為

(2) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

(損害賠償)

第10条 指定管理者又は案内所の利用者は、故意又は過失により、案内所の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第3条の規定に基づく指定管理者の指定を受けようとするものは、この条例の施行の日前においても、第4条第1項の規定の例により、その指定の申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定により指定の申請があった場合には、この条例の施行の日前にお

いても、第4条第2項の規定の例により、その指定をすることができる。

提案理由

岡山駅東口公共交通案内所を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 4 2 年市条例第 1 1 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「別表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車交通 ふくそう地区
(イ)	特定用途（法第 2 0 条第 1 項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）（共同住宅を除く。） に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途（特定用途以外の用途をいう。以下同じ。） に供する部分の床面積に 4 分の 3 を乗じて得た ものとの合計	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床 面積
(ウ)	1, 5 0 0 平方メートル	2, 0 0 0 平方メートル
(エ)	百貨店その他の 店舗及び事 務所の用途に 供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分
	特定用途（百貨 店その他の店 舗, 事務所及び 共同住宅を除	共同住宅及び 非特定用途に 供する部分

		く。)に供する 部分		
(オ)	150平方メ ートル	200平方メー トル	400平方メ ートル	200平方メー ートル
(カ)	1 - ((1,500平方メートル×(6,000平方メートル-延べ面積)) / (6,000平方メートル×(イ)項に掲げる面積-1,500平方メートル×延べ面積))			1 - ((6,000平方メートル-延べ面積) / (2×延べ面積))
備考				
1 (イ)項に掲げる部分及び(エ)項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。				
2 (カ)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。				

第4条の見出し中「逡減」を「低減」に改める。

第5条中「(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)」を削り、「又は用途の変更に係る建築物」を「若しくは用途の変更に係る建築物」に改める。

第7条中「、商業地域、近隣商業地域、周辺地区及び自動車交通ふくそう地区又はこれら以外の地域の2以上」を「若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内、周辺地区若しくは自動車交通ふくそう地区内又はこれら以外の地域内のいずれかの2以上の地区又は地域内」に、「地域に」を「地域内に」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(廃止の届出)

第10条の2 第3条から第5条まで及び第8条の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、その日から10日以内に、市長に届け出なければならない。

別表を削る。

第2条 建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表中(ウ)の項から(カ)の項までを次のように改める。

(ウ)	1, 500平方メートル				2, 000平方メートル
(エ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分
(オ)	150平方メートル	200平方メートル	200平方メートル	450平方メートル	200平方メートル
(カ)	$1 - \left(\left(1, 500 \text{ 平方メートル} \times (6, 000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}) \right) / (6, 000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ}) \text{ 項に掲げる面積} - 1, 500 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積}) \right)$				$1 - \left(\left(6, 000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積} \right) / (2 \times \text{延べ面積}) \right)$

第3条の次に次の1条を加える。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第3条の2 次の表の(ア)項に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積及び戸数（共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。）が(イ)項に掲げる面積を超え、かつ、同項に掲げる戸数以上となる建築物を新築しようとする者は、(ウ)項に掲げる建築物の部分の床面積（共同住宅の用途においては戸数）をそれぞれ(エ)項に掲げる面積（共同住宅の用途においては戸数）で除して得た数値を合計した数値（(オ)項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合、建築物内の荷さばきのための駐車施設の有効利用に資する取組が

行われると市長が認める場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周辺地区又は自動車交通ふくそう地区		
(イ)	2,000平方メートル				2,000平方メートルかつ50戸	3,000平方メートル	3,000平方メートルかつ50戸
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(エ)	2,500平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	3,500平方メートル	100戸	6,500平方メートル	100戸
(オ)	1 - ((6,000平方メートル - 延べ面積) / (2 × 延べ面積))				1 - ((6,000平方メートル - 延べ面積) / 延べ面積)		
備考							

- 1 (ウ) 項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (オ) 項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

第4条中「前条」を「前2条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(大規模な共同住宅の特例に係る大規模低減)

第4条の2 第3条の2の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

第5条中「前2条」を「第3条から前条まで」に、「同2条」を「第3条から前条まで」に改める。

第6条第1項中「から第5条まで」を「、第4条又は前条」に改め、同条第2項中「から第5条まで」を「、第4条又は前条」に改め、「の台数」の次に「(以下この項において「附置義務台数」という。)」を加え、「奥行5.5メートル」を「奥行6メートル」に、「1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.3メートル以上、奥行6メートル以上」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(そ

の数に1未満の数があるときは、その端数を切り上げた数)

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数
(その数に1未満の数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

第6条に次の2項を加える。

4 第3条の2から前条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

5 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第3条の2、第4条の2又は前条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

第14条中「第3条」の次に「、第3条の2」を加える。

附 則

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は令和8年4月1日から、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定は、第1条の規定の施行の日(以下「第1条施行日」という。)以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知が行われる建築物から適用し、第1条施行日前に申請又は通知が行われる建築物については、なお従前の例による。
- 3 第1条施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定は、

第2条の規定の施行の日（以下「第2条施行日」という。）以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知が行われる建築物から適用し、第2条施行日前に申請又は通知が行われる建築物については、なお従前の例による。

5 第2条施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

共同住宅を含む一定規模以上の建築物に荷さばきのための駐車施設の附置を新たに義務付ける等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和 3 5 年市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表鳥城公園の部に次のように加える。

多目的公共施設

別表第 4 第 3 項の表中

業として写真を撮影するもの	1 人 1 月につき	6 0 0 円
物品販売, 宣伝, 興行その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 日につき	4 2 円

を

業として写真を撮影するもの	1 人 1 月につき	6 0 0 円
物品販売, 宣伝, 興行その他これらに類するもの	鳥城公園及び旭川鳥城公園緑地（いずれも石山地区に限る。）	1 平方メートル 1 日につき 8 4 円
	上記以外	1 平方メートル 1 日につき 4 2 円

に改める。

別表第5第12項の表に次のように加える。

烏城公園多目的公共施設	全日	94,000円
-------------	----	---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第2第1項の表烏城公園の部に次のように加える改正規定及び別表第5第12項の表に次のように加える改正規定 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、烏城公園多目的公共施設に係る岡山市公園条例第3条の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

3 改正後の別表第4第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

烏城公園及び旭川烏城公園緑地のうち石山地区における物品販売等に係る使用料を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和 4 8 年市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

谷万成二丁目遊園地	岡山市北区谷万成二丁目
福成三丁目遊園地	岡山市南区福成三丁目
吉備津 2 号遊園地	岡山市北区吉備津
江尻第 4 遊園地	岡山市東区瀬戸町江尻

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

谷万成二丁目遊園地ほか 3 遊園地を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「15,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「25,000円」に改め、同項第3号中「36,000円」を「38,000円」に改め、同項第4号中「54,000円」を「57,000円」に改め、同項第5号中「78,000円」を「82,000円」に改め、同項第6号中「206,000円」を「219,000円」に改め、同項第7号中「358,000円」を「380,000円」に改め、同項第8号中「587,000円」を「623,000円」に改め、同条第3項第1号中「13,000円」を「14,000円」に改め、同項第2号中「14,000円」を「15,000円」に改め、同項第3号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第4号中「38,000円」を「40,000円」に改め、同項第5号中「60,000円」を「64,000円」に改め、同項第6号中「78,000円」を「83,000円」に改め、同項第7号中「161,000円」を「172,000円」に改め、同項第8号中「296,000円」を「316,000円」に改め、同項第9号中「567,000円」を「604,000円」に改める。

第4条中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第1号中「13,000円」を「14,000円」に改め、同条第2号中「6,000円」を「7,000円」に改め、同条第4号中「7,000円」を「8,000円」に改め、同条第6号中「6,0

00円」を「7,000円」に改める。

第5条第1項第1号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「25,000円」に改め、同項第3号中「35,000円」を「37,000円」に改め、同項第4号中「57,000円」を「61,000円」に改め、同項第5号中「79,000円」を「83,000円」に改め、同項第6号中「165,000円」を「175,000円」に改め、同項第7号中「282,000円」を「299,000円」に改め、同項第8号中「481,000円」を「510,000円」に改め、同条第2項第1号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号中「22,000円」を「24,000円」に改め、同項第3号中「34,000円」を「36,000円」に改め、同項第4号中「54,000円」を「57,000円」に改め、同項第5号中「75,000円」を「79,000円」に改め、同項第6号中「158,000円」を「168,000円」に改め、同項第7号中「274,000円」を「291,000円」に改め、同項第8号中「476,000円」を「504,000円」に改め、同条第4項第3号中「21,000円」を「22,000円」に改め、同項第4号中「46,000円」を「49,000円」に改め、同項第5号中「82,000円」を「88,000円」に改め、同項第6号中「132,000円」を「141,000円」に改め、同項第7号中「200,000円」を「213,000円」に改め、同項第8号中「304,000円」を「324,000円」に改め、同項第10号中「17,000円」を「18,000円」に改め、同項第11号中「27,000円」を「29,000円」に改め、同項第12号中「82,000円」を「88,000円」に改め、同項第13号中「130,000円」を「139,000円」に改め、同項第14号中「165,000円」を「175,000円」に改め、同項第15号中「206,000円」を「219,000円」に改め、同項第16号中「もの288,000円」を「もの307,000円」に改める。

第6条中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第1号中「19,000円」を「20,000円」に改め、同条第3号中「14,000円」を「15,000円」に改める。

第7条第1号中「15,000円」を「16,000円」に改め、同条第2号中「22,

000円」を「24,000円」に改め、同条第3号中「33,000円」を「35,000円」に改め、同条第4号中「52,000円」を「55,000円」に改め、同条第5号中「70,000円」を「74,000円」に改め、同条第6号中「143,000円」を「151,000円」に改め、同条第7号中「245,000円」を「259,000円」に改め、同条第8号中「421,000円」を「447,000円」に改める。

第8条第2号中「50,000円」を「55,000円」に改め、同条第3号中「27,000円」を「28,000円」に改め、同条第9号中「180,000円」を「190,000円」に改め、同条第17号及び第20号中「27,000円」を「28,000円」に改め、同条第29号から第31号までの規定中「法第67条の3」を「法第67条」に改め、同条第35号から第38号まで、第40号から第42号まで及び第44号から第46号までの規定中「27,000円」を「28,000円」に改め、同条第52号、第53号、第55号及び第56号中「238,000円」を「250,000円」に改め、同条第58号から第60号までの規定中「27,000円」を「28,000円」に改める。

第11条第1項第1号ア(ア)中「12,400円」を「12,800円」に改め、同ア(イ)a中「22,800円」を「23,600円」に改め、同(イ)b中「37,800円」を「39,000円」に改め、同(イ)c中「63,100円」を「65,200円」に改め、同(イ)d中「101,200円」を「104,600円」に改め、同(イ)e中「154,600円」を「159,700円」に改め、同(イ)f中「262,800円」を「271,500円」に改め、同(イ)g中「332,900円」を「343,900円」に改め、同(イ)h中「378,000円」を「390,400円」に改め、同号イ(ア)中「46,800円」を「48,300円」に改め、同イ(イ)a中「110,200円」を「113,900円」に改め、同(イ)b中「176,500円」を「182,300円」に改め、同(イ)c中「348,900円」を「360,300円」に改め、同(イ)d中「624,900円」を「645,500円」に改め、同(イ)e中「1,074,400円」を「1,109,800円」に改め、同(イ)f中「1,988,000円」を「2,053,400円」に改め、同(イ)g中「2,840,500円」を「2,934,000円」に改め、同(イ)h中「3,479,700

円」を「3, 594, 300円」に改め、同項第2号ア（ア）中「18, 700円」を「19, 300円」に改め、同ア（イ）a中「34, 300円」を「35, 400円」に改め、同（イ）b中「56, 700円」を「58, 600円」に改め、同（イ）c中「94, 600円」を「97, 800円」に改め、同（イ）d中「151, 900円」を「156, 900円」に改め、同（イ）e中「232, 000円」を「239, 600円」に改め、同（イ）f中「394, 300円」を「407, 300円」に改め、同（イ）g中「499, 400円」を「515, 800円」に改め、同（イ）h中「567, 000円」を「585, 700円」に改め、同号イ（ア）中「70, 200円」を「72, 500円」に改め、同イ（イ）a中「165, 400円」を「170, 800円」に改め、同（イ）b中「264, 800円」を「273, 500円」に改め、同（イ）c中「523, 300円」を「540, 500円」に改め、同（イ）d中「937, 400円」を「968, 300円」に改め、同（イ）e中「1, 611, 700円」を「1, 664, 700円」に改め、同（イ）f中「2, 982, 000円」を「3, 080, 200円」に改め、同（イ）g中「4, 260, 800円」を「4, 401, 100円」に改め、同（イ）h中「5, 219, 700円」を「5, 391, 500円」に改め、同条第3項第1号ア（ア）中「6, 200円」を「6, 400円」に改め、同号イ（ア）中「23, 400円」を「24, 100円」に改め、同項第2号ア（ア）中「9, 300円」を「9, 600円」に改め、同号イ（ア）中「35, 100円」を「36, 200円」に改め、同条第5項及び第8項中「6, 200円」を「6, 400円」に改める。

第12条第1項第1号ア中「4, 000円」を「5, 000円」に改め、同号イ（ア）中「9, 000円」を「10, 000円」に改め、同イ（イ）中「20, 000円」を「21, 000円」に改め、同イ（ウ）中「45, 000円」を「48, 000円」に改め、同イ（エ）中「82, 000円」を「85, 000円」に改め、同イ（オ）中「132, 000円」を「138, 000円」に改め、同イ（カ）中「200, 000円」を「209, 000円」に改め、同イ（キ）中「303, 000円」を「317, 000円」に改め、同号ウ（ア）中「9, 000円」を「10, 000円」に改め、同ウ（イ）中「16, 000円」を「17, 000円」に改め、同ウ（ウ）中「27, 000円」を「28, 000円」に改め、同ウ（エ）中「82, 000円」を「85, 000円」に改

め、同ウ（オ）中「130,000円」を「136,000円」に改め、同ウ（カ）中「164,000円」を「171,000円」に改め、同ウ（キ）中「205,000円」を「214,000円」に改め、同ウ（ク）中「288,000円」を「300,000円」に改め、同項第2号ア（ア）a中「17,000円」を「18,000円」に改め、同（ア）b中「34,000円」を「36,000円」に改め、同ア（イ）a中「19,000円」を「20,000円」に改め、同（イ）b中「39,000円」を「40,000円」に改め、同号イ（ア）a中「33,000円」を「35,000円」に改め、同（ア）b中「70,000円」を「73,000円」に改め、同イ（イ）a中「58,000円」を「60,000円」に改め、同（イ）b中「118,000円」を「123,000円」に改め、同イ（ウ）a中「105,000円」を「110,000円」に改め、同（ウ）b中「201,000円」を「209,000円」に改め、同イ（エ）a中「159,000円」を「166,000円」に改め、同（エ）b中「288,000円」を「300,000円」に改め、同イ（オ）a中「293,000円」を「306,000円」に改め、同（オ）b中「567,000円」を「592,000円」に改め、同イ（カ）a中「496,000円」を「518,000円」に改め、同（カ）b中「1,003,000円」を「1,048,000円」に改め、同イ（キ）a中「871,000円」を「909,000円」に改め、同（キ）b中「1,845,000円」を「1,926,000円」に改め、同号ウ（ア）a中「89,000円」を「93,000円」に改め、同（ア）b中「233,000円」を「243,000円」に改め、同ウ（イ）a中「113,000円」を「118,000円」に改め、同（イ）b中「292,000円」を「305,000円」に改め、同ウ（ウ）a中「149,000円」を「156,000円」に改め、同（ウ）b中「377,000円」を「394,000円」に改め、同ウ（エ）a中「242,000円」を「252,000円」に改め、同（エ）b中「538,000円」を「562,000円」に改め、同ウ（オ）a中「316,000円」を「330,000円」に改め、同（オ）b中「663,000円」を「692,000円」に改め、同ウ（カ）a中「380,000円」を「396,000円」に改め、同（カ）b中「784,000円」を「818,000円」に改め、同ウ（キ）a中「446,000円」を「465,000円」に改め、同（キ）b中「894,000円」を

「934,000円」に改め、同ウ(ク) a中「577,000円」を「603,000円」に改め、同(ク) b中「1,115,000円」を「1,165,000円」に改める。

第13条第1項第1号ア(ア)中「17,000円」を「18,000円」に改め、同ア(イ)中「34,000円」を「36,000円」に改め、同号イ(ア)中「19,000円」を「20,000円」に改め、同イ(イ)中「39,000円」を「40,000円」に改め、同項第2号ア(ア)中「33,000円」を「35,000円」に改め、同ア(イ)中「70,000円」を「73,000円」に改め、同号イ(ア)中「58,000円」を「60,000円」に改め、同イ(イ)中「118,000円」を「123,000円」に改め、同号ウ(ア)中「105,000円」を「110,000円」に改め、同ウ(イ)中「201,000円」を「209,000円」に改め、同号エ(ア)中「159,000円」を「166,000円」に改め、同エ(イ)中「288,000円」を「300,000円」に改め、同号オ(ア)中「293,000円」を「306,000円」に改め、同オ(イ)中「567,000円」を「592,000円」に改め、同号カ(ア)中「496,000円」を「518,000円」に改め、同カ(イ)中「1,003,000円」を「1,048,000円」に改め、同号キ(ア)中「871,000円」を「909,000円」に改め、同キ(イ)中「1,845,000円」を「1,926,000円」に改め、同項第3号ア(ア)中「19,000円」を「20,000円」に改め、同ア(イ)中「23,000円」を「24,000円」に改め、同号イ(ア)中「27,000円」を「28,000円」に改め、同イ(イ)中「31,000円」を「32,000円」に改め、同号ウ(ア)中「38,000円」を「40,000円」に改め、同ウ(イ)中「43,000円」を「45,000円」に改め、同号エ(ア)中「97,000円」を「101,000円」に改め、同エ(イ)中「104,000円」を「108,000円」に改め、同号オ(ア)中「146,000円」を「153,000円」に改め、同オ(イ)中「154,000円」を「161,000円」に改め、同号カ(ア)中「182,000円」を「190,000円」に改め、同カ(イ)中「190,000円」を「199,000円」に改め、同号キ(ア)中「226,000円」を「236,000円」に改め、同キ(イ)中「236,000円」を「246,0

00円」に改め、同号ク（ア）中「314,000円」を「328,000円」に改め、同ク（イ）中「326,000円」を「341,000円」に改め、同項第4号ア（ア）中「89,000円」を「93,000円」に改め、同ア（イ）中「233,000円」を「243,000円」に改め、同号イ（ア）中「113,000円」を「118,000円」に改め、同イ（イ）中「292,000円」を「305,000円」に改め、同号ウ（ア）中「149,000円」を「156,000円」に改め、同ウ（イ）中「377,000円」を「394,000円」に改め、同号エ（ア）中「242,000円」を「252,000円」に改め、同エ（イ）中「538,000円」を「562,000円」に改め、同号オ（ア）中「316,000円」を「330,000円」に改め、同オ（イ）中「663,000円」を「692,000円」に改め、同号カ（ア）中「380,000円」を「396,000円」に改め、同カ（イ）中「784,000円」を「818,000円」に改め、同号キ（ア）中「446,000円」を「465,000円」に改め、同キ（イ）中「894,000円」を「934,000円」に改め、同号ク（ア）中「577,000円」を「603,000円」に改め、同ク（イ）中「1,115,000円」を「1,165,000円」に改める。

第14条第1項第1号ア中「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ（ア）中「9,000円」を「10,000円」に改め、同イ（イ）中「20,000円」を「21,000円」に改め、同イ（ウ）中「45,000円」を「48,000円」に改め、同イ（エ）中「82,000円」を「85,000円」に改め、同イ（オ）中「132,000円」を「138,000円」に改め、同イ（カ）中「200,000円」を「209,000円」に改め、同イ（キ）中「303,000円」を「317,000円」に改め、同号ウ（ア）中「9,000円」を「10,000円」に改め、同ウ（イ）中「16,000円」を「17,000円」に改め、同ウ（ウ）中「27,000円」を「28,000円」に改め、同ウ（エ）中「82,000円」を「85,000円」に改め、同ウ（オ）中「130,000円」を「136,000円」に改め、同ウ（カ）中「164,000円」を「171,000円」に改め、同ウ（キ）中「205,000円」を「214,000円」に改め、同ウ（ク）中「288,000円」を「300,000円」に改め、同項第2号ア（ア）a中「17,000円」を「18,000円」に改

め、同(ア) b中「34,000円」を「36,000円」に改め、同ア(イ) a中「19,000円」を「20,000円」に改め、同(イ) b中「39,000円」を「40,000円」に改め、同号イ(ア) a中「33,000円」を「35,000円」に改め、同(ア) b中「70,000円」を「73,000円」に改め、同イ(イ) a中「58,000円」を「60,000円」に改め、同(イ) b中「118,000円」を「123,000円」に改め、同イ(ウ) a中「105,000円」を「110,000円」に改め、同(ウ) b中「201,000円」を「209,000円」に改め、同イ(エ) a中「159,000円」を「166,000円」に改め、同(エ) b中「288,000円」を「300,000円」に改め、同イ(オ) a中「293,000円」を「306,000円」に改め、同(オ) b中「567,000円」を「592,000円」に改め、同イ(カ) a中「496,000円」を「518,000円」に改め、同(カ) b中「1,003,000円」を「1,048,000円」に改め、同イ(キ) a中「871,000円」を「909,000円」に改め、同(キ) b中「1,845,000円」を「1,926,000円」に改め、同号ウ(ア) a中「89,000円」を「93,000円」に改め、同(ア) b中「233,000円」を「243,000円」に改め、同ウ(イ) a中「113,000円」を「118,000円」に改め、同(イ) b中「292,000円」を「305,000円」に改め、同ウ(ウ) a中「149,000円」を「156,000円」に改め、同(ウ) b中「377,000円」を「394,000円」に改め、同ウ(エ) a中「242,000円」を「252,000円」に改め、同(エ) b中「538,000円」を「562,000円」に改め、同ウ(オ) a中「316,000円」を「330,000円」に改め、同(オ) b中「663,000円」を「692,000円」に改め、同ウ(カ) a中「380,000円」を「396,000円」に改め、同(カ) b中「784,000円」を「818,000円」に改め、同ウ(キ) a中「446,000円」を「465,000円」に改め、同(キ) b中「894,000円」を「934,000円」に改め、同ウ(ク) a中「577,000円」を「603,000円」に改め、同(ク) b中「1,115,000円」を「1,165,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われる申請については、なお従前の例による。

提案理由

建築物に関する確認の申請に対する審査手数料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

岡山市農業集落排水処理施設条例（平成 2 年市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表国ヶ原地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国ヶ原地区農業集落排水処理施設を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市採石及び砂利採取関係事務手数料条例（平成 1 8 年市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「5 5, 0 8 0 円」を「5 9, 9 2 0 円」に改め、同条第 2 号中「3 5, 0 8 0 円」を「3 8, 1 5 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の前になされた採石法（昭和 2 5 年法律第 2 9 1 号）第 3 3 条の規定による採取計画の認可の申請及び同法第 3 3 条の 5 第 1 項の規定による採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

採石法第 3 3 条の規定による採取計画の認可の申請に対する審査等に関する手数料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 6 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和 3 7 年市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 3 0 条の 2 ～
第 3 0 条の 7）」を「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 3
第 3 0 条の 7）」を
第 3 章の 3 林野火災の予防（第 3 0 条の 8 ・第 3 0 条の 9）
0 条の 2 ～第 3 0 条の 7）
に改める。
」

第 8 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 1 号中「消防長又は消防署長が定める」を「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 8 条の 2 の 2 とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 8 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下

同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。第30条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第6号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第30条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第30条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象とな

る区域を指定することができる。

第36条第1項第4号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備又は一般サウナ設備」に改める。

第52条の3第1項第3号中「第55条」を「第55条第1項」に改める。

第53条の見出し中「届け出」を「届出」に改める。

第54条の見出し中「届け出」を「届出」に改め、同条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第54条第1項第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第55条の見出し中「届け出」を「届出」に改め、同条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第57条の2中「及び同法第18条第2項」を「若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第18条第2項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

林野火災の予防に関する事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 7 号 議 案

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

岡山市中央卸売市場業務条例（令和 2 年市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 4 条第 3 項第 1 号中「委託物品」を「卸売のための販売の委託をする物品」に改め、同項第 2 号中「受託物品」を「卸売のための販売の委託を受けた物品（以下「受託物品」という。）」に改める。

第 6 5 条の次に次の 1 条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第 6 5 条の 2 管理者は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 5 9 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。次号において「指定品目」という。）
- (2) 指定品目に係る食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に規定する措置の内容

第 6 6 条第 1 項中「卸売のための販売の委託を受けた物品（以下「受託物品」という。）」を「受託物品」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

卸売市場法の一部改正に伴い、指定品目、コスト指標及び措置の内容の公表について定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。